

社会福祉法人ほたか会 あおなしデイサービスセンター
重要事項説明書 ～利用のご案内～

【令和6年4月1日 現在】

当事業所は介護保険・総合事業の指定を受けています。
(前橋市指定 第1070101504号)

当事業所はご契約者に対して通所型サービス（第1号通所事業）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、本重要事項説明書は、当法人の公式サイト（<https://hotakakai.or.jp>）でも閲覧いただくことができます。

※当サービスの利用は、原則として要介護・要支援認定で「要支援1・2」と認定された方や市町村が行う基本チェックリストで事業対象者と判定された方が対象となります。なお、要介護・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称	あおなしデイサービスセンター
(2) 設置運営主体	社会福祉法人ほたか会
(3) 代表者名	理事長 樋口 明
(4) 管理者	管理者 荒井 朝子
(5) 所在地および連絡先	〒370-3573 群馬県前橋市青梨子町1670 TEL 027-253-6115 (代) FAX 027-253-6163 ホームページURL: https://hotakakai.or.jp
(6) 定員等	定員 30名(1階15名・2階15名 通所介護利用者と合わせて)
(7) 開設年月日	平成14年12月1日



2. 事業の目的および運営の方針

当事業は、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、通所型サービスを提供し、利用者の生活機能の維持または向上をめざして支援することを目的とした施設です。

〔運営の方針〕

- (1) 利用者の方の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、身体拘束やその他の行動の制限を行いません。常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めています。

- (2) 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関との密接な連携に努めています。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者がにこやかに過ごせるよう、サービスの提供に努めています。
- (4) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはそのご家族等に対し、個別サービス計画の内容等、療養上必要な事項について、理解しやすいよう説明するとともに、サービス計画書を交付し、同意を得てサービスの提供に努めています。

3. 職員の職種、員数および職務内容

当施設に勤務する者の職種、員数および職務内容は次のとおりです。

- (1) **管理者** 1名（兼務）
管理者は、施設の従事者の監督および業務等の管理運営を一元的に行います。また、個別サービス計画の作成を計画作成担当者に担当させます。
- (2) **看護職員** 1名以上（兼務）
看護職員は、利用者の看護及び保健衛生に従事する職員です。
- (3) **介護職員** 2名以上（兼務）
介護職員は、利用者の日常生活についての支援及び介護にあたる職員です。
- (4) **機能訓練指導員** 1名以上（兼務）
機能訓練指導員は、利用者に対し、医師の指示のもと必要なリハビリテーションを行う職員です。
- (5) **生活相談員** 1名以上（兼務）
生活相談員は、利用者およびその家族等からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画や指導を行います。

その他、併設の青梨子荘には、栄養調理を担当する管理栄養士・調理員や、経理・事務を担当する事務職員を配置しております。

職員に対しての定期的な研修の機会を設けることにより、職員の資質向上に努めています。

また、関係する委員会を設置し、サービス提供現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対応を検討し、ご契約者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減につながる取り組みを推進しております。

4. サービスの内容

当施設において提供される主なサービスは次のとおりです。

- (1) 個別サービス計画の立案
- (2) 食事提供サービス
- (3) 看護・介護サービス
- (4) 機能訓練（運動器の機能向上）
- (5) アクティビティ（創作活動や集団的レクリエーション等）
- (6) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (7) その他

また、これらのサービス内容については、利用者の方の要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等を踏まえて、個別サービス計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう適切に提供されています。（上記サービスのなかにはご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にご相談ください。）

5. 営業日および営業時間

- (1) 祝祭日に関係なく年間を通して営業日です。ただし、風水害や積雪その他利用者の送迎に支障がある時は、サービスを中止いたします。この場合は当施設のホームページ等でお知らせいたします。
- (2) 対象階によって異なります。1階は営業日の午前9時から午後4時までが営業時間です。2階は営業日の午前8時30分から午後4時30分までが営業時間です（いずれも送迎の時間は含みません）。ただし、利用者及びその家族、当該居宅サービス計画の作成を担当する介護支援専門員の意向により、提供時間の延長の必要性が認められる場合は、この限りではありません。

6. 利用料

(1) 利用料の額

サービスを利用された場合の利用料の額は、介護保険の保険給付の費用として、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額のうち、負担割合証に基づく自己負担額（原則として月額制です。）と、保険給付外の費用として、食事の提供に係る費用、その他クラブ活動費、個別に利用するサービスに要した費用の合計額となります。（詳しくは、「利用料金表」を参照ください。）

(2) 契約者（身元引受人）

契約者となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額75万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。契約者から請求があった場合には、当事業所は、契約者の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

7. お支払い方法

毎月10日前後に、前月分の請求書を発行（郵送）いたしますので、請求書がお手元に届いてから、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。また、お支払い方法については、現金、銀行振込の2つの方法いずれかでお支払いください。

なお、現金でお支払いいただく場合には、土・日・祭日関係なく午後の5時30分までに窓口にてお取り扱いいたします。銀行振り込みの場合には、請求書の下段に、当施設の指定口座が掲載されていますので、そちらまでお振込みくださいませ。

8. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただいております。

(1) 協力医療機関

名称：（公財）老年病研究所附属病院
住所：群馬県前橋市大友町3-26-8

(2) 協力歯科医療機関

名称：はが歯科医院
住所：群馬県前橋市高花台1-9-2

9. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 飲酒・喫煙

飲酒はできません。喫煙は所定の場所（喫煙場所）で、お願いいたします。但し、利用者の方の心身の状態により、医師の判断にて控えていただくこともあります。

(2) 火気の取り扱い

施設内への可燃物・危険物のお持ち込みは絶対におやめください。ライター等は施設職員にて管理させていただきます。

(3) 事業所内の設備等ご利用について

施設内の設備・備品等の利用は、無断でその形状・位置を変更したり、故意に傷をつけないでください。

(4) 金銭・貴重品の持ち込み

当施設では、現金を使わなくとも快適に生活できるようになっております。紛失等の原因になりますので、大金及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

(5) 利用当日の医療機関等への受診について

ご利用日に他医療機関に受診が必要になった場合には、緊急時を除いて、必ず当施設にご連絡ください。

10. 非常災害対策

(1) 防災設備

消火器具（消火器・屋内消火栓）・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・非常電源（自家発電設備）・防排煙制御設備 等

(2) 防災訓練

年2回実施。（内1回は夜間想定訓練）

(3) 防火管理者

防火管理者 松本 勝美

(4) 災害用備蓄物資

当事業所では、ご利用者様の安心に資するよう大規模災害に備えて以下の物資（食糧・飲料水・介護用品等）を備蓄しております。

(食糧・飲料水)	アルファ化米(粥)・高カロリー栄養食・缶詰・飲料水を3日分
(生活・介護用品)	簡易トイレ・オムツ類・ペーパータオル・マスク・ゴミ袋・医療用衛生材料等を7日分
(その他)	青梨子荘には自家発電設備があり大規模災害時のライフラインの確保にも努めております

また、当事業所が所属するほたか会グループの各拠点には、上記の他に2日分（施設備蓄分を合わせると5日分）を想定した食糧および飲料水と0.5ヶ月～1ヶ月分の使用量を想定した生活・介護用品を備蓄しております。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所では、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施。
- (2) 二施設が整備した虐待防止のための指針の策定。
- (3) 三虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

12. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくため、サービス利用中のご利用者または代理人（身元引受人）、その他ご家族等関係者による以下の行為を禁止しております。
- ・施設内において、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為を禁止します。
- ・利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為やセクハラ行為を禁止します。
- ・解決しがたい要求を繰り返す行い、通常の業務を妨げる事（カスハラ）を禁止します。
- ・許可なく施設内において、撮影（写真・録画）・録音等を行うことを禁止します。

13. 秘密の保持（個人情報保護）

当施設を利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。（利用終了後も同様です。）ただし、適切な介護保険サービスを受けられるために必要があるときは、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関へ、療養情報等、必要な情報を当施設の担当者より、予め利用者等からの同意を得た上、提供させていただく場合がございます。

その他、利用されるご本人およびそのご家族の個人情報の取り扱いについては、その安全管理に十分留意した上、必要な目的を明確にし、その範囲内で、予め同意を得た内容において利用します。

（詳しくは、館内掲示の「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」をご確認ください。）

14. 事故発生時の対応

当施設は、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

15. 苦情処理の体制

相談苦情に対する常設窓口として、管理者、生活相談員およびサービス管理担当者を常に配置しています。また、担当者が不在の時間がないよう複数の担当者が常時対応できる体制を整えております。（詳しくは、別紙「要望・苦情等発生時の対応の説明文書」をご参照ください。）

16. 施設見学・各ご相談のご案内

利用される居宅サービス等の事業者は、あくまでも利用されるご本人およびそのご家族が自由に選択できるものであり、特定の事業者に固定されるものではありません。

当施設では、以下のとおり施設見学を随時、受けつけております。その他、介護保険に関する相談、介護サービス利用に関する相談なども受けつけております。お気軽にお問い合わせくださいませ。

受付時間： 9：00～17：30（日・祝日対応可）

連絡先： 027-253-6115（代）

担当部署： 青梨子コミュニティ事務局 相談担当

*ご不明な点は、何でもお気軽にご相談ください。